

### (分筆:地図・提出済測量図と一致)

1. 筆界は、コンクリート構造物等により明確で境界確定書と整合した。地図・提出済測量図と許容誤差で合致し、土地を特定でき、関係者の証言とも一致した。後日工事により亡失するため、境界標は設置していない。
2. 14 条地図及び**国土調査の一筆地座標値を基に復元**した結果と現地の状況(地形・地物)がほぼ一致し、関係者の証言等によっても筆界を特定できた。申請人と立会人等関係者で意見の対立がないことから、問題の生じることは考えられない。
3. 地図・提出済測量図を基に実測した結果、**位置誤差、筆界点間距離、地積は公差内で一致**し、関係者間で意見の対立もないことから問題の生じることは考えられない。  
尚、提出済測量図の点間距離(18.33)が提出測量図点 92 から点 110 までの点間距離(18.28)と 5 cm 相違するのは、測量誤差によるものと考えられ、公差内(16 cm > 5 cm)で整合している。
4. 申請地は本職が平成〇年〇月〇日に地図訂正申出・分筆登記及び土地表題登記申請した土地です。現地には提出済測量図に記載された不動標識・準拠点が存し、**再調査・測量**の結果、すべて整合した。

### (分筆:差し引き計算(広大地・高松法務局要領第 6 条第 13 項第 1 号))

1. 附図とはほぼ整合し、地形、地物等により土地を特定でき、申請人・立会人等関係者間で意見の対立はないことから問題の生じることは考えられない。要領第 6 条第 13 項第 1 号(広大地)適用により差引計算とした。
2. 〇〇県砂防ダム建設工事に伴う土地分筆登記です。地形、地物、利用状況等により土地を特定でき、国土調査の杭も数か所存在した。現地には、地山に鉾(不動標識と認められないもの)、木杭を打設している。尚、申請地の内 21-1,24-1,25 は、広大地のため差引計算とした。このことについては、平成〇〇年〇月〇日に〇〇登記官と打合せ済です。

### (分筆:差し引き計算(地図が存し許容誤差内・高松法務局要領 6 条 13 項第 2 号))

1. 14 条地図が備え付けられ、現地に地籍図根点が存し、14 条地図及び国土調査の一筆地座標値を基に復元した結果と現地の状況(地形・地物等)が一致した。関係者の証言等によっても筆界を特定でき、概測した結果、位置誤差・筆界点間距離・地積は公差内で一致した。そこで、分筆後の1筆については差し引き計算とした。

### (分筆:差し引き計算(地図が存し許容誤差内・高松法務局要領 6 条 13 項第 2 号)及び残地部分を順次の地番とした)

1. 14 条地図が備え付けられ、国土調査の一筆地座標値を基に復元した結果、現地の状況(地形・地物等)も一致した。概測した結果、位置誤差、筆界点間距離、地積は公差の範囲で一致した。そこで、要領第 6 条第 13 項第 2 号により差引計算とした。一般に**残地部分は差引計算の場合、元地番とするが、農地法 5 条許可申請の関係で申請人の要望により、順次の地番とした。**

### (分筆:差し引き計算(座標記載の提出済測量図あり・高松法務局要領第 6 条第 13 項第 3 号))

1. 30-5 の土地は、座標値が記載された地積測量図が提出され、すべて整合したため、分筆後の1筆については差し引き計算とした。
2. 申請地は本職が平成〇〇年〇月〇日に地図訂正申出、分筆登記申請した土地です。現地には提出済測量図に記載された不動標識・準拠点が存し、再調査・測量の結果、すべて整合したことから、分筆後の1筆については差し引き計算とした。**分筆前登記地積(98.45 m<sup>2</sup>)と分筆後登記地積の合計(98.44 m<sup>2</sup>)が 0.01 m<sup>2</sup>相違するのは端数処理によるものである。**
3. 申請地は、地図(土地改良所在図)、提出済測量図と整合し、土地を特定できた。本職作成の提出済測量図はトータ

ルステーションで実測した成果(座標)を基に三斜求積により作成したものであり、分筆後の1筆については差し引き計算とした。よって02 調査した土地については、残地部分の記載を省略する。

**(分筆:差し引き計算(座標記載の提出済測量図))「報告書の一部記載省略」**

1. 現地に提出済測量図に記載された準拠点及び境界点が存し、実測の結果、提出済測量図とmm単位の許容誤差内で一致した。そこで提出済測量図の座標を用いて、土地を確定した。以上により残地部分は差引計算とした。そこで、残地部分と接した土地については「02 調査した土地」「03 所有権登記名義人等」記載を省略した。

**(分筆:提出済測量図が存し立会・報告書の記載の一部省略、及び、職権による地図訂正の要請)**

1. 申請地の内4-2及び4-5(4-8, -14を合筆、合筆された各土地は本職が作成した地積測量図が提出済)は、本職が平成〇〇年〇月に地図訂正申出・分筆登記をし、4-7は平成〇〇年〇月に土地表題登記申請をしたものです。現地には提出済測量図に記載された不動標識・準拠点が存し、再調査の結果すべて整合し土地を特定できた。隣接地についてはその際立会済(参考に調査報告書を添付)であり再立会は省略した。よって「02 調査した土地」及び「03 所有権登記名義人等」欄の隣接地の記載を省略する。4-7の分筆前登記地積(8.11 m<sup>2</sup>)と分筆後登記地積の合計(8.10 m<sup>2</sup>)が0.01 m<sup>2</sup>相違するのは、端数処理によるものである。尚、地図訂正申出の際、4-2と4-5の訂正後の境界線が地図に反映されていないことから資料を提示いたしますので本申請時に訂正処理を願います。

**(分筆:差し引き計算(関係者の立会ができない・境界協議に長時間を要する。高松法務局要領第6条第13項第5号))**

1. 県道〇〇線交通安全施設改良工事に伴う土地分筆登記です。申請地は14条地図(国土調査による)では西側が水路まで存するようになっているが、旧図ではこの様になっていない。地図訂正をするについて①土地所有者の理解が得られないこと②公有地との境界確定が必要で長時間を要すること(対側地(甲4-6)の所有者が行方不明につき確定書の交付を受けることができない)。以上のことなどから、分筆後の一筆を差引計算することについて、平成〇〇年〇月〇日、〇〇登記官に高松法務局要領6条13項5号(ア)などを適用できないか相談し、差引計算でよいとの了解を得た。

**(差し引き計算)**

1. 申請地は土地改良事業により換地された土地で、一筆地の成果座標(参考に貼付)が存し、概則の結果、許容誤差内で座標値と合致したこと、隣接地の3664番の土地所有者が不明であるが既存の境界標(コンクリート杭とプラスチック杭)が存することなどから、分筆後の1筆については差し引き計算とした。分筆点の境界標設置については工事により亡失するため設置しなかった。

**(分筆:隣接土地との境界立会の省略)**

1. 申請地は、本職が平成〇〇年〇月〇日に地積更正、分筆した土地で、その際添付した調査報告書の通り、既に調査、立会済です。現地には、提出済測量図に記載された不動点・準拠点が存し、再調査の結果、すべて整合し、土地を特定できた。以上により隣接地関係等の記載を省略した。提出地積測量図に記載のない標識については、現地に木杭を打設しているが、工事により亡失するため境界標は設置しなかった。

**(境界標の設置ができない・境界確定書なし)**

1. 県道〇〇線及び県道△△線改良工事による土地分筆登記です。分割点(46)は、建物が存しており、境界標の設置ができなかった。県道〇〇線(旧国道〇〇号)との境界に関しては、国から県に移管された際の図面及び現地に存する境界標により境界は明確であり、申請人(代位者)との境界確定書は作成されていない。

**(分筆:調査報告書の記載の一部省略)**

1. 本職が作成した地積測量図が提出済みで、隣接地については、平成〇〇年〇月〇日付土地分筆登記嘱託書に添付

の調査報告書(参考に添付)に記載のとおりにより「02(調査した土地欄の隣接地の記載)」及び「03(所有権登記名義人等欄記載の隣接者の記載)」並びに「06(資料・証言・事実等の分析欄の隣接地に関する事項)」を省略した。参考に当時の調査報告書(写)を添付する。

#### (分筆:表題部「大字〇〇」の分筆・広大地、差し引き計算)

1. 〇〇県の〇〇砂防事業に伴う分筆登記申請で、本件申請にあたっては、平成〇〇年〇月〇日付、登記相談票等にて相談済(〇〇登記官)で、分筆する際は表題部所有者「大字〇〇」のままで更正を証する書面(市長の証明書等)を添付し申請すること、**広大地適用により差引計算**とすることを確認済です。

#### (分筆:法務局作成地積測量図が存する土地)

1. 当申請は申請地に越境したコンクリート構造物が存するため、その部分を隣接地(9-1)の所有者に所有権移転するためです。申請地は〇〇法務局地図作成の地積測量図が備え付けられ、同測量図記載の街区基準点・4級基準点、金属鈿等も存し、現地の構造物に変動はなく、完全に整合した。

#### (分筆:境界標を設置しない理由)

1. 境界各点に木杭は打設しているが、境界標については、分筆後の5-3は宅地造成工事が予定され亡失するため、5-1(残地)は耕作に支障があるため、設置しなかった。

#### (分筆:メガネ地分筆)

1. 本件申出は、国土調査の際、申出地(68番1)につき、誤って農道・水路を隔てた69番3の土地と合筆し、農道・水路を遺漏したので修正を求めるものです。新しく記載する地番は、合筆前の69番3とすべきと考えるが、国土調査後、相続・分筆等登記がなされ、手続きが複雑になるため、メガネ地分筆の方法で処理する。これにつき、令和〇年〇月〇日〇〇登記官に相談票にて確認済。後日、農道・水路は払下げ申請する。誤って合筆された69番3(メガネ地分筆後68番4)の土地の一部は市道になっており、本件申出後、分筆し〇〇市に寄附の予定です。